

# 社会保障審議会 介護給付費分科会

## 事業者団体ヒアリング資料

一般社団法人24時間在宅ケア研究会

## <目的>

当法人は、介護保険事業の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業と夜間対応型訪問介護事業の実施事業者もしくは支援を行う事業者による全国における当該事業の普及・拡大を図ること

## <事業内容>

1. 当該事業及び関連事業の普及・拡大・調査研究に関する事業
2. 当該事業及び関連事業に係る情報の収集及び提供等に関する事業
3. 前各号に掲げる事業に附帯する事業

## **1. 自宅で最期まで暮らしたいという利用者の希望を叶えられる**

軽度のうちから定期巡回・随時対応サービスを利用することで、利用者のできることを増やす（減らさない）ためのアセスメント・計画作成が行われ、自宅での生活が限界を迎えることを予防できる

## **2. 家族をはじめとする主な介護者の介護離職を避けられる**

24時間・365日のつながりにより、いつでも助けを求められる安心感が家族の不安を取り除く

## **3. 介護人材不足の解消①（常勤換算1人の職員が支えられる利用者数を増やす）**

利用者のその日の状態に応じた柔軟で時間の縛りがないサービス提供が可能であり、利用者の自立支援を追求した結果として、なるべく介護保険サービスに頼らず生活してもらうための工夫やアイデアが提案される（いつでも助けを求められる安心感から挑戦的提案も可能である）ことで、1人の利用者当りの必要なサービス量が適正化されるため、限られた介護人材で多くの利用者を支えることが可能になる

## **4. 介護人材不足の解消②（給与水準を引き上げられる）**

利用者の自立支援を追求し、1職員が支えられる利用者数が増えると、1職員当りの介護報酬が高くなるため、給与水準を高めることが可能になる

# 定期巡回・随時対応サービスが持つ可能性を最大化するためのご提案 4

第179回 社会保障審議会 介護給付費分科会 資料に挙げられている「限られた介護人材を有効に活用しながら、効率的なサービス実施を可能とする観点からの方策」のため以下をご提案します

1. 人材の有効活用（人材不足解消）に逆行するローカルルール撤廃
2. 事務作業負担軽減を阻害する指導の撤廃
3. 夜間対応型訪問介護の必要性について
4. 夜間対応型訪問介護との基準の整合性について

# 1. 人材の有効活用（人材不足解消）に逆行するローカルルール撤廃 5

図表 58 指定権者における制度・ルールの状況（複数回答）（Q25） n=355

（上段；集計グラフ、下段；「その他」の内容）

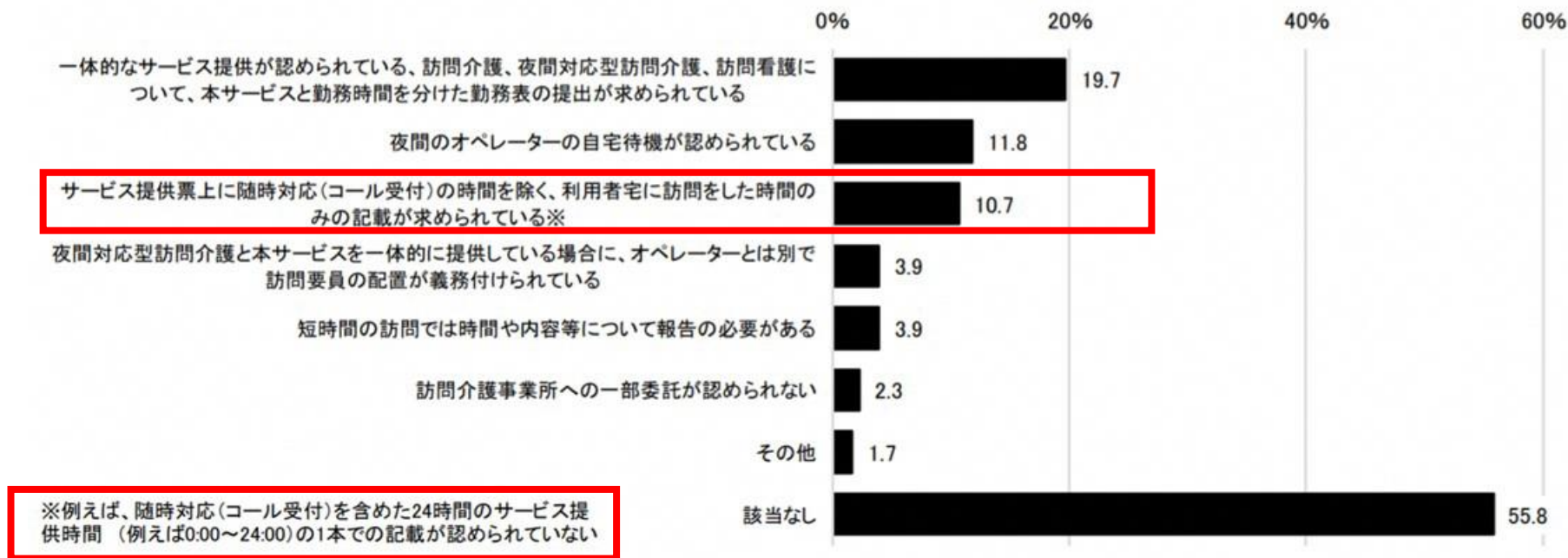


# 1. 人材の有効活用（人材不足解消）に逆行するローカルルールの撤廃 6

- ✓ 前項の令和2年 第179回 社会保障審議会 介護給付費分科会の資料 P.33に記載の通り、指定権者におけるローカルルールとしての基準解釈として、「一体的なサービス提供が認められている、訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護について、本サービスと勤務時間を分けた勤務表の提出が求められている」ケースがある
- ✓ 実態として、一体的にサービス提供をしている場合、勤務時間を切り分けることは現実的には難しく、切り分けようとするならば一体的ではなく、それぞれ別で配置をせざるをえないため、そもそもの趣旨である人材の有効活用に逆行してしまう
- ✓ この他にも、基準上で認められている「オペレーションセンターの集約」や「事業の一部委託」についても、これを禁止することで人材の有効活用に逆行しているケースがある
- ✓ 指定権者ごとの解釈の仕方によって、本来の趣旨に逆行する解釈ができてしまう余地を排除するため、基準上での明記やQ&Aの追加をしていただきたい
- ✓ もちろん、指定権者の判断の中で、利用者の処遇に支障があるという根拠に基づくローカルルールの制定を妨げる趣旨ではない

## 2. 事務作業負担軽減を阻害する指導の撤廃

図表 58 指定権者における制度・ルール状況（複数回答）（Q25） n=355  
（上段；集計グラフ、下段；「その他」の内容）



## 2. 事務作業負担軽減を阻害する指導の撤廃

- ✓ サービス提供票の記入方法について、サービス提供時間を全て記載することを求めず（随時対応のサービス提供時間を記載させず、定期訪問と随時訪問の時間のみの記載を求めることで）、サービス提供票の作成業務をいたずらに煩雑にしているケースがある
- ✓ この他、利用者のその日の状態に応じた柔軟なサービス提供が認められているにも関わらず、サービス開始時間が前後した場合、サービス提供票上で行を分けて記載することを求めることで、煩雑にしているケースもある
- ✓ サービス提供のための計画書の記入方法についても、柔軟なサービス提供が認められているにも関わらず、時間や回数を固定化させたり（随時・適宜という記載を認めなかったり）、随時訪問等で誰が訪問する可能性があるかが限定できないにも関わらずサービスごとの訪問員の指定を求めるなどの指導をされるケースがある
- ✓ これらの指導については、サービスの柔軟性を理解していないがために、事務作業負担を煩雑にしているため、基準上での明記やQ&Aの追加により、事務作業の負担軽減を阻害する指導が撤廃されることを求めたい



### 3. 夜間対応型訪問介護の必要性について

- ✓ 定期巡回・随時対応サービスにおいて、自立支援を追求した結果、必要なサービス利用頻度が少なくなってきた利用者については、定期巡回・随時対応サービスの利用を卒業され、訪問介護を利用されることがある
- ✓ この場合において、24時間365日のつながりという安心感が得られる、随時対応（コール）の利用を継続したいと希望される利用者は少なくない
- ✓ そのような場合に、訪問介護＋夜間対応型訪問介護にて、随時対応（コール）の安心を継続することが可能となっている
- ✓ 上記のような経緯にて、夜間対応型訪問介護を利用しているような場合に、基本報酬分のみの利用や、基本報酬＋随時訪問のみ利用ということになる
- ✓ 令和2年7月8日 第179回 介護給付費分科会 資料2 P.34、35にて、頻回な訪問回数と、施設等の検討・申請割合や主たる介護者の就労継続意向との相関性が示されているが、随時対応（コール）のあるサービス利用状況との相関性についても今後調査をしていただきたい

# 4. 夜間対応型訪問介護との基準の整合性について

- ✓ 令和2年7月8日に開催された第179回 介護給付費分科会 資料3 P.2で比較をされている通り、一部基準上の整合性が取れていない部分については、定期巡回・随時対応サービス側の基準に揃えていただきたい

**夜間対応型訪問介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護の比較**

		夜間対応型訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
サービス内容		・夜間における身体介護	・日中・夜間における身体介護、生活援助、訪問看護
サービス提供時間		・22時から6時までを含む夜間の時間帯 ※8時から18時を含めてはならない	・24時間
人員基準	オペレーター	・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務への従事可能 ※オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要	・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス、訪問看護サービス、同一敷地内の訪問介護事業所、訪問看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所の職務への従事可能 ・併設施設等（短期入所、特定施設、特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、グループホーム、看護小規模多機能）の職務に従事可 ・随時訪問サービスに従事可
	面接相談員	・1以上（オペレーター又は訪問介護員等との兼務可） ※オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要	-
	計画作成責任者	-	・1以上（オペレーター、訪問介護員等、看護職員との兼務可）
	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	・必要な数以上	・必要な数以上
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務に従事することができる	・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス又は同一敷地内にある訪問介護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる ・オペレーターとの兼務可能
オペレーションセンター		・通常の事業の実施地域内に1か所以上設置（設置しなくても可）	・設置する必要はない ※他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間で、随時対応サービスを「集約化」可能
計画の作成		・オペレーター又は面接相談員が作成 ※オペレーションセンターを設置しない場合は訪問介護員等が作成	・計画作成責任者が作成
事業の委託		・他の訪問介護事業所に、随時訪問サービスを委託可能 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設している場合には、定期巡回サービスも「一部委託」が可能	・他の訪問介護事業所、訪問看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所に、定期巡回・随時対応・随時訪問、訪問看護のサービスを「一部委託」可能